

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月19日

川西市教育委員会

教育長

石田 剛

川西市教育委員会規則第 8 号

川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定

川西市教育委員会職名規則（昭和42年川西市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）技術職員の項中「主任」の次に「、主任保健師」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川西市教育委員会職名規則(昭和42年川西市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後 (案)								
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 224 478 1108">職員の区分</th> <th data-bbox="414 1108 478 2016">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 224 790 1108">技術職員</td> <td data-bbox="478 1108 790 2016">部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職名	技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1108 478 2016">職員の区分</th> <th data-bbox="414 2016 478 2016">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1108 790 2016">技術職員</td> <td data-bbox="478 2016 790 2016">部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、主任保健師、技師、技手、技術員、管理栄養士、養士、栄養士、保健師</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職名	技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、主任保健師、技師、技手、技術員、管理栄養士、養士、栄養士、保健師
職員の区分	職名								
技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、技師、技手、技術員、管理栄養士、栄養士、保健師								
職員の区分	職名								
技術職員	部長、理事、副部長、参事、所長、館長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、館長補佐、主査、主任、主任保健師、技師、技手、技術員、管理栄養士、養士、栄養士、保健師								
付 則	付 則								
(追加)	(追加)								
付 則(令和6年3月29日教委規則第5号)	付 則(令和6年3月29日教委規則第5号)								
この規則は令和6年4月1日から施行する。	この規則は令和6年4月1日から施行する。								